

第67条の表の(13)の項中「第 144条の47第5項又は第 144条の48第4項」を「第 144条の47第7項又は第 144条の48第5項」に改め、同表の(14)の項中「第 144条の47第5項」を「第 144条の47第7項」に改める。

第62号様式(1)中

過少申告 加算金	不足税額分	/		兆十億百万 千 円				兆十億百万 千 円				/
	超える額分											
	小計			兆十億百万 千 円				兆十億百万 千 円				
不申告 加算金	不足税額分	/										/
	超える額分											
	小計			兆十億百万 千 円				兆十億百万 千 円				

を

過少申告 加算金	不足税額分		兆十億百万 千 円				兆十億百万 千 円				/
	超える額分										
	小計	兆十億百万 千 円		兆十億百万 千 円		兆十億百万 千 円				兆十億百万 千 円	
不申告 加算金	不足税額分										/
	50万円超の部分に係る上乗せ分										
	300万円超の部分に係る上乗せ分										
	小計	兆十億百万 千 円		兆十億百万 千 円		兆十億百万 千 円				兆十億百万 千 円	

に改める。

第62号様式(2)中

過少申告 加算金	不足税額分	/		兆十億百万 千 円				兆十億百万 千 円				/
	超える額分											
	小計			兆十億百万 千 円		兆十億百万 千 円		兆十億百万 千 円				
不申告 加算金	不足税額分	/										/
	超える額分											
	小計			兆十億百万 千 円		兆十億百万 千 円		兆十億百万 千 円				

を

過少申告 加算金	不足税額分		兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	/
	超える額分												
	小計	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	⑤③	
不申告 加算金	不足税額分												/
	50万円超の部分に係る上乗せ分												
	300万円超の部分に係る上乗せ分												
	小計	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	⑤④	

に改める。

第62号様式(3)中

過少申告 加算金	不足税額分						兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	/
	超える額分																
	小計	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	⑥①					
不申告 加算金	不足税額分																/
	超える額分																
	小計	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	⑥②					

を

過少申告 加算金	不足税額分		兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	/
	超える額分												
	小計	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	⑥③	
不申告 加算金	不足税額分												/
	50万円超の部分に係る上乗せ分												
	300万円超の部分に係る上乗せ分												
	小計	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	⑥④	

に改める。

第62号様式の3(1)中

区 分	この更正決定による加算金額			/
	基礎とする税額(円)	率(%)	加算金額(円)	
過少申告 加算金	不足金額分			/
	超える額分			

	小計			
	不申告加算金			
	重加算金			
	加算金合計額 (=②)			

を

区 分	この更正決定による加算金額		
	基礎とする税額 (円)	率 (%)	加算金額 (円)
過少申告 加算金	不足金額分		
	超える額分		
	小計		
不申告 加算金	不足金額分		
	50万円超の 部分に係る 上乘せ分		
	300万円超 の部分に係る 上乘せ分		
	小計		
	重加算金		
	加算金合計額 (=②)		

に改める。

第62号様式の3(2)中

県 税 事 務 所	
商 品 の 種 類	

を

商 品 の 種 類	
-----------	--

に、

不申告加算金額算出の 基礎となつた申告税額 ①	円
不申告加算金の率 ②	/ 100
不申告加算金 ①×②	円

を

		基礎とする税額 (円)	率 (%)	加算金額 (円)
不 申 告 加 算 金	不足金額分			
	50万円超の部分に係る上乗せ分			
	300万円超の部分に係る上乗せ分			
不 申 告 加 算 金 計		円		

に改める。

第62号様式の4(1)中

区 分		この <small>更正決定</small> による加算金額		
		基礎とする税額 (円)	率 (%)	加算金額 (円)
過少申告 加算金	不足金額分			
	超える額分			
	小計			
不申告加算金				
重加算金				
加算金合計額 (=②)				

を

区 分		この <small>更正決定</small> による加算金額		
		基礎とする税額 (円)	率 (%)	加算金額 (円)
過少申告 加算金	不足金額分			
	超える額分			
	小計			
不 申 告 加 算 金	不足金額分			
	50万円超の部分に係る上乗せ分			
	300万円超の部分に係る上乗せ分			
	小計			
重加算金				
加算金合計額 (=②)				

に改める。

第62号様式の4(2)中

県 税 事 務 所	
-----------	--

商品の種類	
-------	--

を

商品の種類	
-------	--

に、

不申告加算金額算出の 基礎となつた申告税額 ①	円
不申告加算金の率 ②	/ 100
不申告加算金 ①×②	円

を

		基礎とする税額 (円)	率 (%)	加算金額 (円)
不 申 告 加 算 金	不足金額分			
	50万円超の部分に 係る上乗せ分			
	300万円超の部分 に係る上乗せ分			
不申告加算金計		円		

に改める。

第62号様式の5(1)中

区 分	この <small>更正 決定</small> による加算金額		
	基礎とする税額 (円)	率 (%)	加算金額 (円)
過少申告 加算金	不足金額分		
	超える額分		
	小計		
不申告加算金			
重加算金			
加算金合計額 (=②)			

を

区 分		この更正決定による加算金額		
		基礎とする税額 (円)	率 (%)	加算金額 (円)
過少申告 加算金	不足金額分			
	超える額分			
	小計			
不申告 加算金	不足金額分			
	50万円超の 部分に係る 上乗せ分			
	300万円超 の部分に係る 上乗せ分			
	小計			
重加算金				
加算金合計額 (=②)				

に改める。

第62号様式の5(2)中

県 税 事 務 所	
商 品 の 種 類	

を

商 品 の 種 類	
-----------	--

に、

不申告加算金額算出の 基礎となつた申告税額 ①	円
不申告加算金の率 ②	／ 100
不申告加算金 ①×②	円

を

		基礎とする税額 (円)	率 (%)	加算金額 (円)
不 申 告 加	不 足 金 額 分			
	50万円超の部分に 係る上乗せ分			

算金	300万円超の部分に係る上乗せ分			
不申告加算金計		円		

に改める。

第84号様式の5中

		基礎となる額	率	加算金額	計 ⑱
加算金額	不申告加算金	円	%	円	円
	過少申告加算金	円	%	円	
	重加算金	円	%	円	
合計 (⑰+⑱)					円

を

		基礎とする税額	率	加算金額	計 ⑱
過少申告加算金	不足税額分	円	%	円	円
	超える額分	円	%	円	
不申告加算金	不足税額分	円	%	円	円
	50万円超の部分に係る上乗せ分	円	%	円	
	300万円超の部分に係る上乗せ分	円	%	円	
重加算金		円	%	円	
合計 (⑰+⑱)					円

に改める。

第96号様式付表中

		区分	加算金算出の基礎となる税額	率	加算金額
加算金	過少申告加算金	⑨	円	%	円
	不申告加算金	⑩			
	重加算金	⑪			
	合計 (⑨+⑩+⑪)				

を

		区分	基礎とする税額	率	加算金額
過少申告加算金⑨	不足金額分		円	%	円
	超える額分				

算金	不申告加算金 ⑩	不足金額分			
		50万円超の部分に係る上乗せ分			
		300万円超の部分に係る上乗せ分			
	重加算金	⑪			
	合計 (⑨+⑩+⑪)				

に改める。

第96号様式の2中

不申告加算金算出の基礎となった申告税額	円	加算金の率	%
不申告加算金額			円

を

		基礎とする税額	率	加算金額
		円	%	円
不申告加算金	不足金額分			
	50万円超の部分に係る上乗せ分			
	300万円超の部分に係る上乗せ分			
不申告加算金額計				円

に改める。

第105号様式中

加算金額	過少申告加算金	円	100	円
		円	100	円
	不申告加算金	円	100	円
	重加算金	円	100	円

を

加算	過少申告加算金	不足税額分	円	100	円
		超える額分	円	100	円
	不申	不足税額分	円	100	円

金額	申告加算金	50万円超の部分に係る上乗せ分	円	100	円
		300万円超の部分に係る上乗せ分	円	100	円
	重加算金		円	100	円

に改める。

第124号様式中

不申告加算金算出の基礎となつた申告税額	円	加算金の率	%
不申告加算金額	円		

を

		基礎とする税額 (円)	率 (%)	加算金額 (円)
不申告加算金	不足金額分			
	50万円超の部分に係る上乗せ分			
	300万円超の部分に係る上乗せ分			
不申告加算金額計		円		

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正前の富山県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税務課)